明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（三〇五）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三〇六）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇七）　二

〔告　示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（**国家公安委**六二）　三
○除籍が滅失した件（**法務**二二六）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**二二七）　三
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件（**公安審査委**二）　四
○ジュバにおける廃棄物管理改善計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三四九）　七
○著作権等管理事業者の登録の取り消しの件（**文化庁**八四）　八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（**厚生労働**三八五）　八
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**一四〇九）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一四一〇、一四一一）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八二）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　環境省　最高裁判所　九

〔人事異動〕

内閣　法務省　環境省　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕

内閣　法務省　環境省　最高裁判所　九

〔褒　賞〕

内閣　法務省　環境省　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕

内閣　法務省　環境省　最高裁判所　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）　一〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（島根労働局最低賃金公示三、福岡同二～四）　一〇
国家試験
令和四年司法試験の施行（司法試験委員会）　一二
令和四年司法試験予備試験の施行（同）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一三〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇五号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号。以下「法」という。）第四五条の二第二項第三号の政令で定める特定の行政分野に応じて一定の範囲の知識等を有する者に関し、採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令第二条第三項第二号（大卒程度の者）及び第三号（高卒程度の者）に分けて定められている同政令第一条第二項第一三号、第一四号及び第一五号において規定する海上保安分野について、同政令第二条第三項第一号（大卒程度の者又は高卒程度の者）に集約して定めることとした。（第二条第三項関係）

2　法第四五条の二第三項の政令で定める事項について、海上保安大学校学生採用試験により確保すべき人材に関する事項から、「物理」及び「化学」を削除することとした。（別表関係）

3　この政令は、令和四年二月一日から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇六号）（環境省）

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五四号）の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇七号）（環境省）

1　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五四号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。